

(5) 憲法

〔設問〕

Xは202X年1月14日施行の衆議院総選挙に小選挙区から立候補しようとしたが、供託金300万円を支払えなかったため、同選挙に立候補できなかった。そこで、Xは、国会が公職選挙法を改正して供託の定めを廃止し又は供託金の額を減額することが必要不可欠であるにもかかわらず、正当な理由なく、長期にわたり立法措置を怠ったというべきであるから、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける立法不作為に当たるのではないかと考えている。

Xは、国家賠償訴訟を提起するに際し、どのような憲法上の主張をしたらよいかを簡潔に示した上で、自己の見解を述べよ。

〔参照条文〕

憲法15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

憲法44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

憲法47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

公職選挙法92条 第86条第1項から第3項まで若しくは第8項又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者1人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 300万円

二～十 （略）

2・3 （略）

公職選挙法 93条 第86条第1項から第3項まで若しくは第8項又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第1項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の10分の1

二～四 （略）

2 （略）

(6) 民法

次の〔設例〕を読んで〔設問〕に答えなさい。なお、〔設問〕における(1)と(2)はそれぞれ独立した問いである。

〔設例〕

2020年4月にAは損害保険会社Xとの間で損害保険代理店委託契約を締結した。また、同時期に、Aは保険料を管理する目的で銀行Yと普通預金契約を締結し、「X会社代理店A」の名義で普通預金口座を開設した(この口座を以下では「本件口座」といい、本件口座に関わる預金債権を「本件預金債権」という。)。Aは顧客から収受した保険料を専用の金庫と集金袋を使って保管した上で、随時、本件口座に入金しており、本件口座に保険料以外の金銭が入金されることはなかった。また、Aは本件口座の通帳や届出印を保管しており、Xへの送金に際しては一旦Aが本件口座から預金の払戻しを受け、これをXに送金していた。

2022年4月、Aが事実上倒産することが確実となった。それを察知したXは、Aから本件口座の通帳と届出印の交付を受けた上で、Yに対し本件預金債権の支払を求めている(これを以下では「本件請求」という。)

〔設問〕

〔設例〕の本件請求において、Xは次の(1)、(2)にある2通りの主張をしているとする。それぞれの主張を基にして、Xの請求の可否を説明せよ。

(1) 本件口座の名義が示すようにAはXの代理人として普通預金契約を締結しているといえるし、本件預金債権の原資はXが取得すべき保険料であるから、その債権者は口座開設時からXであると主張する場合。

(2) 口座開設時における本件預金債権の債権者はAであったが、XがAから通帳などの交付を受けた際に本件預金債権の譲渡契約が成立したとして、Xが債権譲受人としての地位を主張する場合。なお、その旨の債権譲渡通知をAがYに行っていたが、Yの普通預金約款は預金債権の譲渡を禁止しており、これが通帳に記載されていたとする。

(7) 行政法

次の〔設例〕を読み、〔参照条文〕を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。

〔設例〕

宗教法人 A は、X 県内において、墓地の設置を計画している。人口が増加傾向にある X 県南部地域には墓地需要が大きいという調査結果を踏まえたものであった。A は、ある自動車工場跡地を取得し、同所に墓地を設置すべく、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓理法」という。）に関する手続を進めようとしていた。

そうしたところ、にわかに地元住民の反対運動が発生した。主張されているのは、「墓地ができると地価が下がる」という理由であるが、十分な根拠はなさそうであった。「気味が悪い」という主張もされているが、植栽などに十分配慮して外部からは見えないようにする予定である。

墓理法には許可基準が規定されていないため、X 県は、墓理法施行条例（以下「X 県条例」という。）を制定して、許可基準を具体的に規定している。A の計画は、これを全て満たしていることは、A と X 県の担当課である Y 課との事前調整の過程で明らかになっている。

地元住民の反対運動は、X 県議会の議員をも巻き込んで激しくなっていた。何人かの有力議員からは、X 県知事に対して、A に計画を再考させるよう働きかけがされた。そこで、X 県知事は、Y 課長に対して、「住民意向を踏まえた対応をせよ」と指示した。

Y 課長は、A の担当者に対して、「許可申請時には、墓地の設置予定地の隣接土地所有者全員の同意を取得して、それを証する文書を添付するように」と伝えた。なお、X 県条例には、必要添付文書として同意書は規定されていない。

地元の理解を得た設置は、もとより宗教法人 A の望むところであったため、この要請に基づき同意を得るべく対応した。ところが、10 名いる隣接土地所有者の全員が絶対反対であった。

〔設問 1〕

これ以上の対応をしても事態は打開されないと考えた A は、墓理法 10 条に基づき許可申請をした。すると、数日して、申請書類一式が返送されてきた。「取得をお願いした同意書が添付されていないために受理できません。引き続き取得に努めてください。」という添え書きがされていた。

この状況の下で、A は X 県に対して、どのような抗告訴訟を提起できるかを説明せよ。

〔設問 2〕

申請書類が受理され審査が開始されたとする。半月後に A に送付されたのは、「不許可通知書」であった。記されていた理由は、「取得をお願いした同意書が添付されていないため」であった。

この状況の下で、A は X 県に対して、どのような抗告訴訟を提起できるかを説明せよ。

〔設問 3〕

墓地設置予定地の隣接土地所有者の同意を X 県条例の中で許可基準として規定することの是非を、「比例原則」「財産権の保障」の観点から論ぜよ。

〔参照条文〕

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。

第 20 条 左の各号の一に該当する者は、これを 6 箇月以下の懲役又は 5 千円以下の罰金に処する。

一 第 10 条の規定に違反した者

二 第 19 条に規定する命令に違反した者

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(8) 国際法

A国は、「B国の防衛大臣であるXは、防衛大臣に就任する前のL市市長であった時に、自らの汚職を追及していたA国国民であるジャーナリストをB国において拉致し、監禁した」として、逮捕状を発付し、諸外国に送付した。

これに対して、B国は、「A国による逮捕状の発付と送付は、管轄権の根拠を欠くため、またXが享有する免除を侵害するため、国際法に違反する」と主張している。

〔設問〕

B国の主張について論じなさい。